

2016年4月

# 兵庫宅建株式会社

## 総代理店制度（提携募集代理店）のご案内



兵庫宅建株式会社

富士火災海上保険株式会社

# 1. 総代理店制度のメリット

FUJI FIRE & MARINE

## 1. 魅力ある手数料体系

火災保険（住宅物件）

**最大33.2%**

※賃貸入居者保険以外の火災保険は総代理店が10%  
提携代理店が90%で分担。（賃貸入居者保険および、  
その他の保険は提携代理店が100%）

## 2. 事務処理の軽減

総代理店となる兵庫宅建(株)が事務処理を  
サポートします。

※お見積書の作成・契約申込書の作成・  
計上業務など

## 3. 保険料直接入金制度

保険料を領収の都度、弊社口座  
に直接ご入金いただくシステム  
です。収支明細表の記帳不要・  
精算業務が不要となります。

## 4. 宅建協会会員割引制度

宅建協会のスケールメリットを生か  
して、会員様ご自身・従業員の方の  
ご契約については一時払で5%、月  
払で最大で約9%の保険料を割引す  
ることができます。（集団扱制度）

## 2. 提携代理店の登録手続き

FUJI FIRE & MARINE

会員の皆様と富士火災の間で「代理店委託契約書」を交わしていただきます。

### 1. 現在、損害保険代理店業をされていない場合

#### ① 損害保険資格をお持ちの場合

(資格を取得されてから5年以内の場合)

すぐに提携代理店の手続きが可能です。

※ただし、代理店委託登録に1ヶ月程度かかります。

・代理店登録税 ¥15,000 (収入印紙) が必要です。

#### ② 損害保険の資格をお持ちでない場合

(資格を取得されてから5年超の場合を含む)

・「損害保険募集人一般試験」(基礎単位・各商品専門)の受験が必要です。

(日・祝日・年末年始を除く受験者の希望する日に受験可)

【受験料：1単位2,000円・2単位3,600円】

・代理店登録税 ¥15,000 (収入印紙) が必要です。

#### [ご注意]

- 代理店登録は個人・法人により登録内容が異なります。
- 個人代理店の場合は店主となる方に資格が必要です。
- 法人代理店の場合は、定款事業目的に「損害保険代理業」の表示が必要となります。

### 2. 現在、損害保険代理店業をされている場合

「乗合」の手続きをとっていただきます。

乗合承認請求書を現在取引のある損害保険会社に提出頂きます。

### 3. 講習会について

富士火災が宅建協会での代理店登録後講習会を実施しますので、代理店登録後も万全の体制でサポートします。

### 4. 取扱保険種目に応じた「商品単位」の資格取得

2013年12月以降、取扱種目に応じた「※商品単位」に合格しなければ、当該「商品単位」にかかる保険商品にかんする商品説明等が、すべてできなくなります。

※商品単位とは、「自動車保険」「火災保険」「傷害疾病保険」の3単位です。



# 3. 総代理店制度の代理店業務と契約形態

## 1. 代理店業務について

### 総代理店の業務

- ①提携代理店からの各種照会対応
- ②保険料試算・お見積書の作成・申込書の作成
- ③申込書等の計上・精算業務

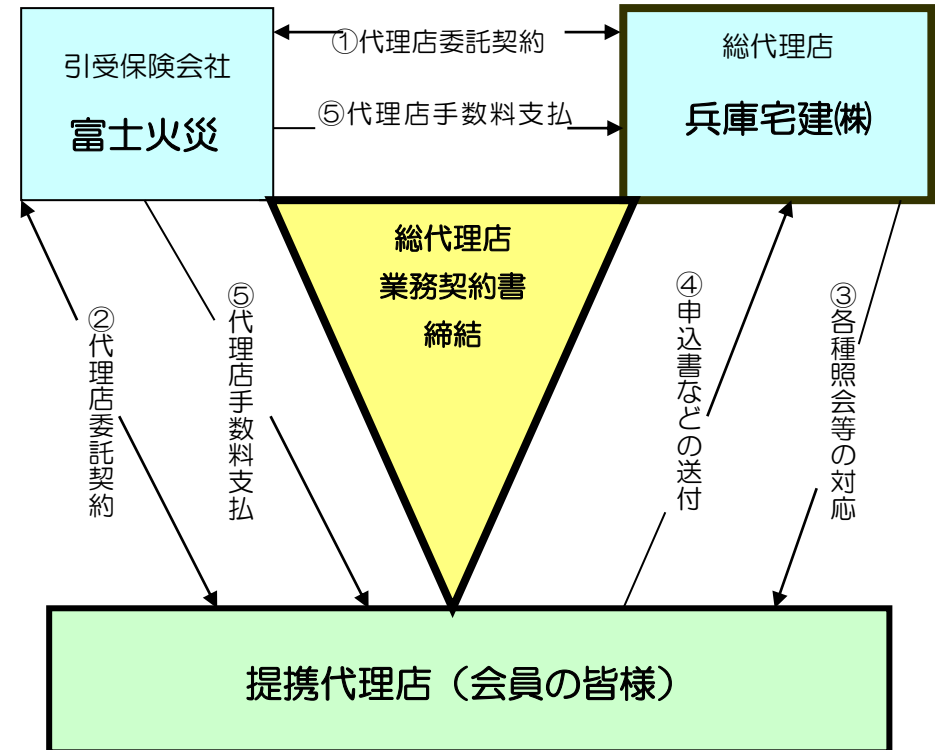
### 提携代理店の業務（会員の皆様）

- ①契約募集
  - ②保険料領収証の発行
  - ③専用口座への保険料入金※
  - ④契約申込書を総代理店へ郵送
- ※収支明細表記帳および精算業務は一切不要

### 代理店存続要件の4つの条件

- ①インターネット環境があること
- ②代理店委託より1年以内に商品専門試験以上の資格取得者が1名以上いること
- ③年間1件以上の契約を獲得すること  
第1回判定日：参画日から1年経過後の月末  
第2回判定日：毎年9月末
- ④保険業務に携わるに際し、法令等を順守できること

## 2. 契約形態について



- 契約形態は富士火災・総代理店・提携代理店間の3社間契約です。
- 富士火災は総代理店・提携代理店へそれぞれ代理店手数料をお支払いします。